

所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置に係る規定の削除

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に係る規定を削除すること。(第 12 条等関係)

二 揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」の廃止

揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」は廃止するものとし、これに関連する規定を削除すること。この場合において、地方揮発油譲与税の額の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、当該額の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとする。

(租税特別措置法第 88 条の 8、附則新第 81 条等関係)

三 租税特別措置の適用状況の透明化の強化

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律を改正し、法人税関係特別措置ごとの高額適用額に係る法人の名称についても、国会報告事項の対象とすること。

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
第 5 条第 1 項第 2 号関係)

四 納税者権利憲章の制定

国税通則法を改正し、国税庁長官が納税者権利憲章を定める旨を規定すること。
(国税通則法新第 4 条の 2 等関係)

五 検討条項の追加

政府は、この法律の施行後 1 年以内に、次に掲げる事項について検討を行い、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
(附則新第 82 条関係)

- ① 金融所得課税について、一定以上の高額所得を有する者の実効税率が低位である問題を解決するため、当面、分離課税のまま累進性を有する税率構造とすることとし、将来において総合課税に移行すること。
- ② 食事手当の非課税限度額を、1 月当たり 3500 円から 7000 円に引き上げること。
- ③ 災害による担税力の喪失を勘案し、被災者の負担軽減及び実額控除の機会を拡大する観点から、個人の有する住宅、家財等につき災害により損失が生じた場合において、当該個人の所得から控除することが

できる当該損失の金額の一定額を、独立した所得控除の対象とする制度を創設するとともに、当該制度による控除については人的控除を行った後において行うものとする。

- ④ 給与等の支給額が増加した場合の所得税額及び法人税額の特別控除に関する制度を廃止すること。
- ⑤ 奨学金の返済額を所得控除の対象とすることその他の教育に関する経済的負担の軽減に関する施策に充てるため、法人課税について、所得の高い法人に対してその所得に見合う税負担を求めること。
- ⑥ 輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税に関する制度について、その縮減その他の措置を講ずること。
- ⑦ 相続税及び贈与税について、資産に係る格差が拡大し、固定化している現状に鑑み、税率構造、非課税措置等の見直しにより累進性を強化すること。

六 その他

その他所要の規定を整備すること。